

様式第1号

申込日 令和 年 月 日

住宅の応急修理申込書

〇〇市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先(TEL)】 _____ (自宅・携帯・勤務先・その他)

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)

【氏 名】 _____ 印 (自署の場合は押印省略可)

- 1 被災日時 令和 元年 月 日
- 2 災害名 令和元年台風第15号からの一連の災害
- 3 住宅の被害の規模 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊(準半壊)

・市町村が発行する「罹災証明書」又は「被災者台帳」等に基づき、被害の程度に○をつけてください。
 ・半壊及び一部損壊(準半壊)の場合は、資力に係る申出書(様式第2号)も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に○をつけてください。)

- ・屋根
- ・サッシ
- ・柱
- ・上下水道の配管
- ・床
- ・ガスの配管
- ・外壁
- ・給排気設備の配管
- ・基礎
- ・電気、電話線、テレビ線の配線
- ・梁
- ・トイレ
- ・ドア
- ・浴室
- ・窓
- ・その他

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

資力に係る申出書

〇〇市町村長 様

私、_____は、令和元年台風第15号からの一連の災害のため、住家が半壊又は一部損壊(準半壊)しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名 印

(自署による場合は押印省略可)

住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）

令和 年 月 日

〇 〇 市（町・村）長 あて

住所

氏名

この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

0 損害割合の確認（一部損壊の場合）※被害状況がわかる写真を添付してください

- 屋根、外壁、窓（建具）が貫通する損傷があり、雨漏りしている
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり使用できない部屋がある
- 屋内に浸水していない又は軽微な雨漏りのみ → 応急修理の対象外です

1 応急修理対象箇所について

この制度で修理できる部分は、屋根・外壁・窓（建具）等の基本部分や日常生活に欠かせない居室等ですが、修理を希望する箇所は以下の部分です。

修理対象箇所

2 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組（屋根の骨組み）＋野地板（屋根の下地板）＋屋根葺き材（瓦、金属板など）からなっています。）

- 屋根葺き材 が 著しくずれ・破損・落下 している
- 小屋組 または 野地板 が壊れている。または 大きく変形している。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、
① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ

からなっています。）

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材 からなっています。）

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

工事完了報告書

〇〇市町村長 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住 所

氏 名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）